

生活環境を整えるサービス

自立した生活をするための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

- ① 手すり(工事をともなわないもの)
- ② スロープ(工事をともなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(フッジョン、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、階段昇降機、階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問な点は事業者にご相談しましょう。
 ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
 ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
 ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽内いす、入浴介助ベルト等)
- 移動用リフトのつり具の部分
- 簡易浴槽

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かなかった場合、1～3万円が自己負担です(毎年4月1日から1年間)。



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

- ① 手すり(工事をともなわないもの)
- ② スロープ(工事をともなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(フッジョン、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、階段昇降機、階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問な点は事業者にご相談しましょう。
 ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
 ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
 ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。



申請が必要です

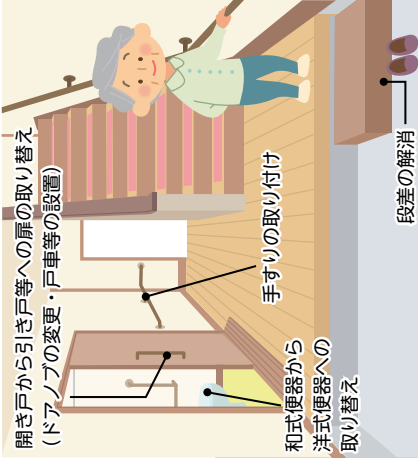
※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。費用が20万円なかった場合、2～6万円が自己負担です。

- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーが市区町村の窓口にご相談しましょう。
- ※事前申請なく、工事を行った場合は、住宅改修費の支給の対象とはなりませんのでご注意ください。



事前と事後に申請が必要です

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式便器から洋式便器への取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※ 屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額/20万円まで(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
 ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
 ※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決め方(納め方)